

短時間労働者への社会保険適用等に 関する特別部会（第9回）

説明資料

平成23年11月30日

1. パート労働者の年齢分布(週所定労働時間計)

	計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	100.0%	4.2%	8.7%	7.1%	8.8%	9.0%	11.2%	10.8%	11.9%	13.1%	9.5%	5.8%
男(全体の25.6%)	100.0%	11.9%	20.6%	7.8%	5.4%	3.4%	3.5%	4.8%	5.7%	4.4%	18.5%	14.0%
女(全体の74.4%)	100.0%	1.5%	4.6%	6.9%	9.9%	11.0%	13.8%	12.9%	14.0%	16.1%	6.4%	3.0%

(資料出所)平成18年パートタイム労働者総合実態調査

(参考)国保加入者のうち、被用者である世帯主の年齢分布

	計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
(参考)国保加入者のうち、 被用者である世帯主の年齢分布	100.0%	0.2%	3.6%	6.6%	8.1%	9.6%	8.5%	7.5%	7.9%	11.2%	15.8%	20.9%

(注) 擬制世帯を除く

(資料出所)平成21年度 国民健康保険実態調査

※ 国民健康保険に加入しているパート労働者は、被用者である世帯主だけではなく、自営業者である世帯主の配偶者や年金生活者である世帯主の子などの場合もあることに留意が必要

2. パート労働者の年収分布

		計	～60万円	60～70万円	70～80万円	80～90万円	90～100万円	100～110万円	110～120万円	120～130万円	130万円以上	平均年収
パート労働者計	計	100.0%	13.8%	5.1%	7.5%	9.0%	15.0%	9.0%	6.6%	6.9%	27.1%	120万円
	(再掲)第1号被保険者	100.0%	13.7%	3.7%	8.2%	13.1%	13.4%	10.3%	7.8%	6.3%	23.6%	120万円
	(再掲)第3号被保険者	100.0%	17.0%	7.9%	10.8%	11.5%	26.6%	14.0%	5.5%	5.7%	1.1%	91万円
	(再掲)年金制度非加入者	100.0%	20.6%	7.8%	11.0%	12.3%	15.5%	6.5%	7.4%	3.2%	15.7%	103万円
週20～30時間労働者	計	100.0%	10.5%	4.9%	11.9%	16.0%	23.6%	12.4%	8.0%	5.4%	7.3%	100万円
	(再掲)第1号被保険者	100.0%	3.5%	3.3%	9.3%	27.1%	19.7%	7.4%	11.8%	7.7%	10.2%	104万円
	(再掲)第3号被保険者	100.0%	12.1%	6.3%	12.2%	12.8%	28.2%	16.5%	5.8%	5.1%	1.0%	91万円
	(再掲)年金制度非加入者	100.0%	17.4%	5.0%	19.1%	11.5%	14.6%	9.3%	9.4%	4.5%	9.3%	99万円

(資料出所)平成18年 パートタイム労働者総合実態調査(特別集計)

(注1) 年収は、前年(平成17年1月～12月)にパート等として働いて得た収入のことであり、また、年収無しの方及び所得不詳の方を除いている。なお、実際の第3号被保険者の認定は、現年の収入で行っている。

(注2) 計には第2号被保険者が含まれている。

(注3) 年金制度非加入者とは、主に20歳未満の方及び60歳以上の方のことである。

(注4) 平均年収は年収分布を用いて総報酬額を推計したものである。

※ 平均年収から給与所得控除を控除することにより所得を推計すると、週20～30時間労働者(第1号被保険者)の所得は約39万円である。

なお、国保世帯平均所得は174万円(世帯人員1人当たり93万円)、うち世帯主が被用者である世帯は212万円(同、109万円)である(平成21年度 国民健康保険実態調査)。

○ 母子世帯・父子世帯の現状

母子世帯の数：70.8万世帯

父子世帯の数：7.7万世帯

→合計78.5万世帯

(出典) 厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査の概要」

I. 世帯数と世帯人員数の状況

1. 世帯構造及び世帯類型の構造より、平成22年の推計数

・母子世帯の社会保険加入状況

国民年金に加入している：37.2%

(参考) 被用者年金に加入している：45.4%

加入していない：17.5%

国民健康保険に加入している：44.6%

(参考) 被用者保険に加入している：49.0%

加入していない：6.5%

・父子世帯の社会保険加入状況

国民年金に加入している：28.6%

(参考) 被用者年金に加入している：62.2%

加入していない：9.2%

国民健康保険に加入している：35.1%

(参考) 被用者保険に加入している：63.8%

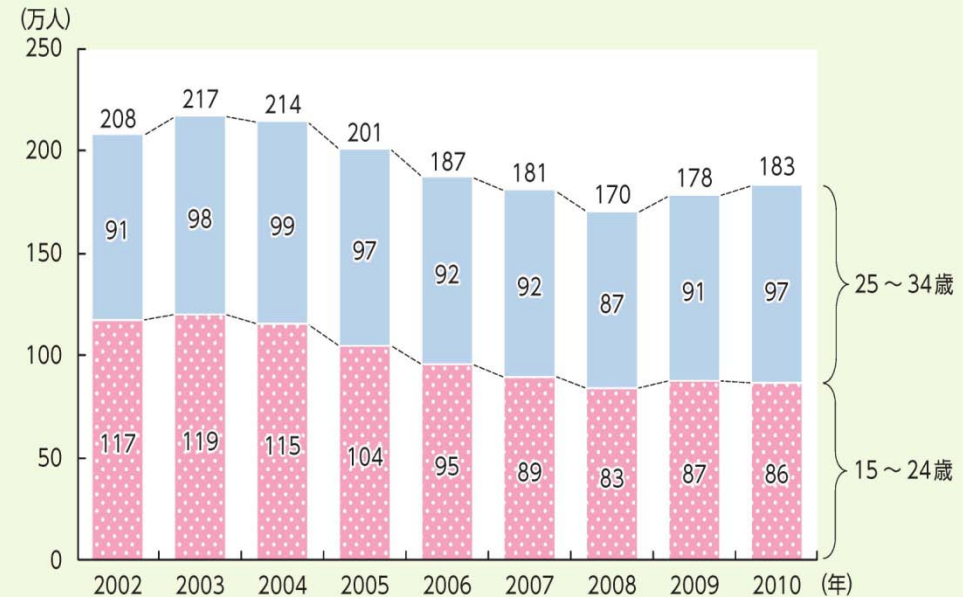
加入していない：1.1%

(出典) 厚生労働省「平成18年度全国母子世帯等調査結果報告」

表15-(6)-1・表15-(6)-2

○ フリーターの数の推移

図表2-4-4 フリーターの数の推移



資料：総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

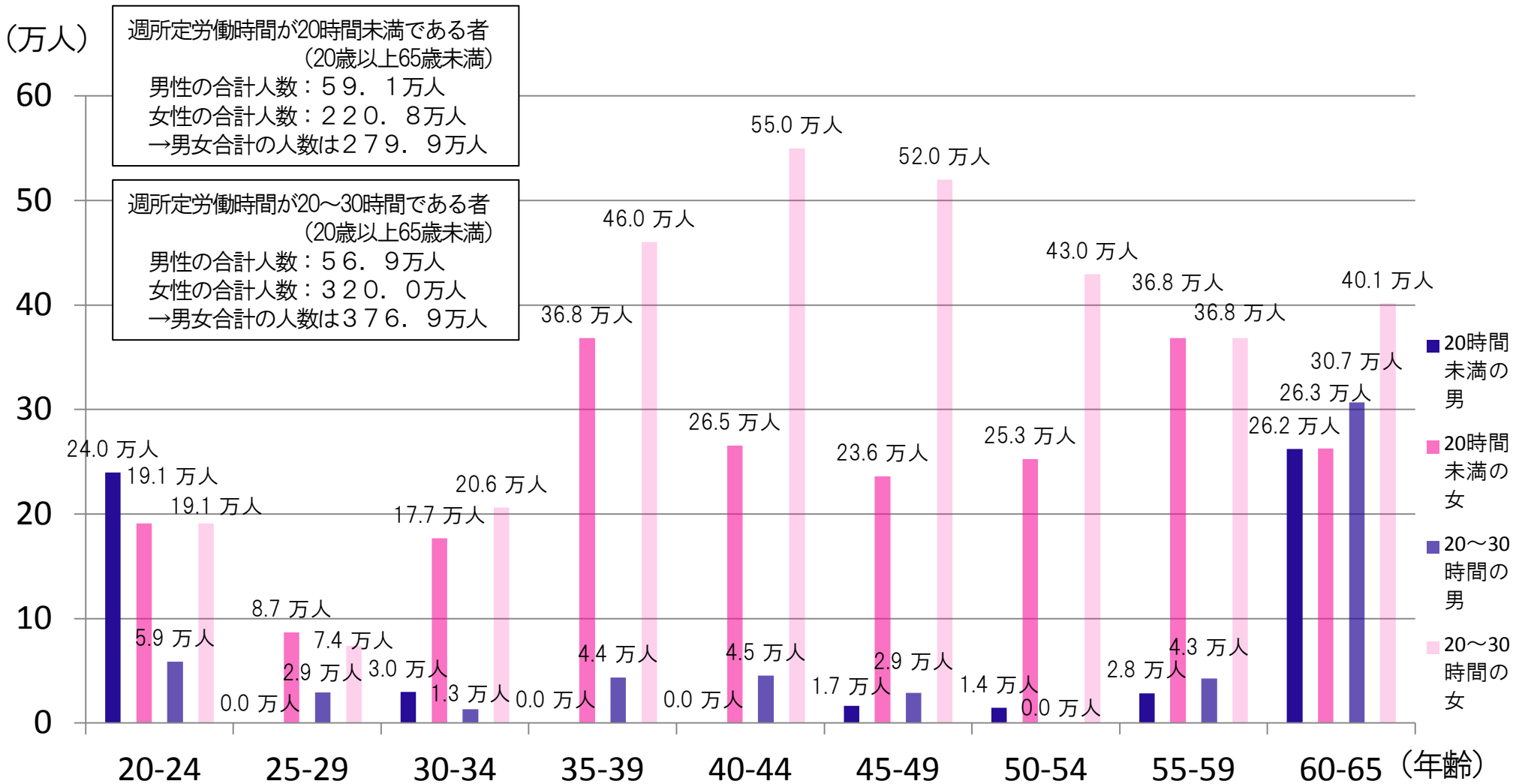
(注) 「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、

1. 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
2. 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
3. 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者の合計。

(出典) 厚生労働省「平成23年版厚生労働白書」207ページ

(第2部第2章 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保)

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者との比較(1)：年齢別人数分布

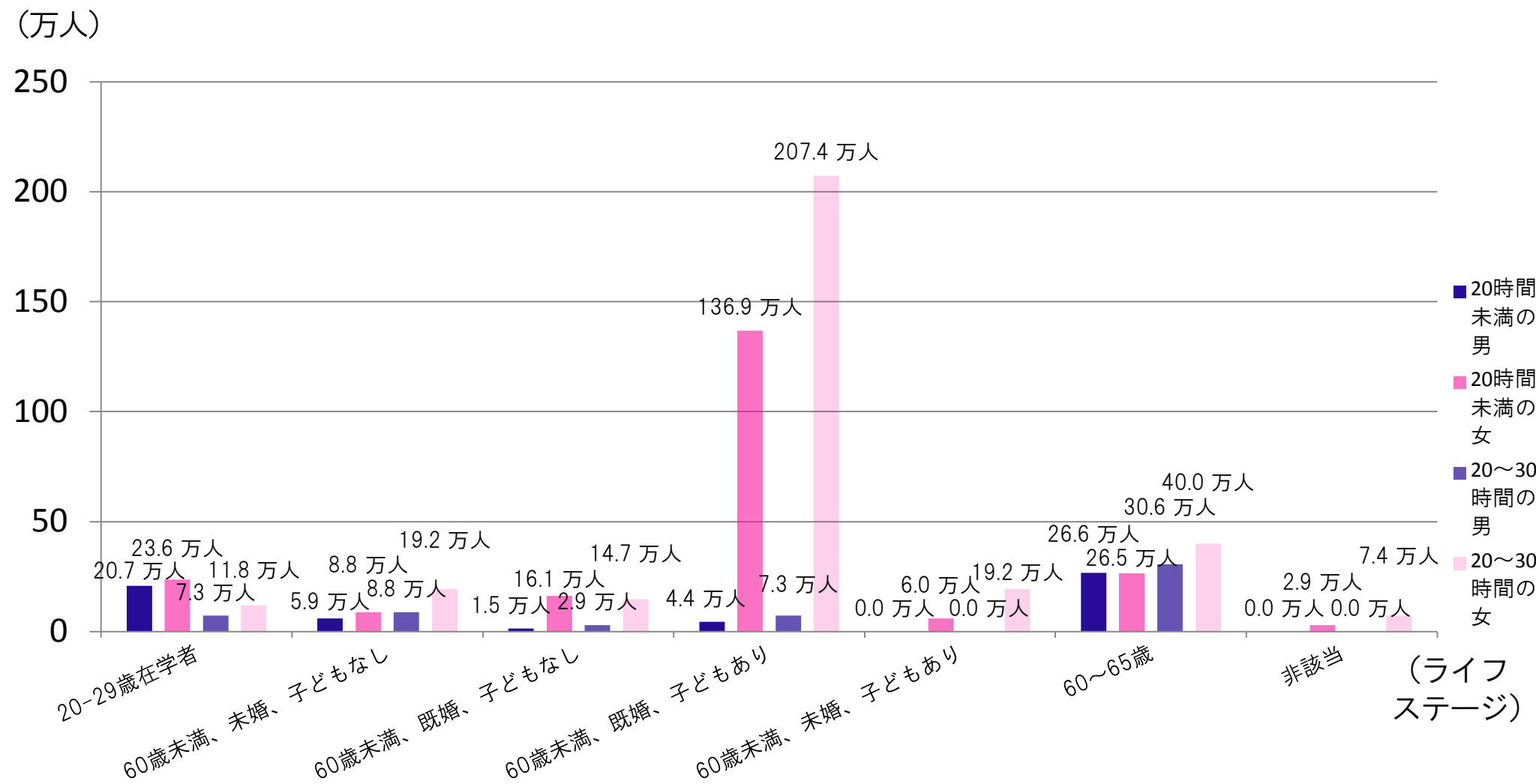


※ 人口推計(総務省)における、20～65歳・男女合計の総人口7,520.5万人(平成22年3月1日現在確定値)に、第3回特別部会資料1-1(JILPT浅尾氏提出資料)3ページに示されている「人口に占める割合」(「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値)を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。(残業時間を含みます。)[A]
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。[B]
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者ととの比較(2)：ライフステージ別人数分布

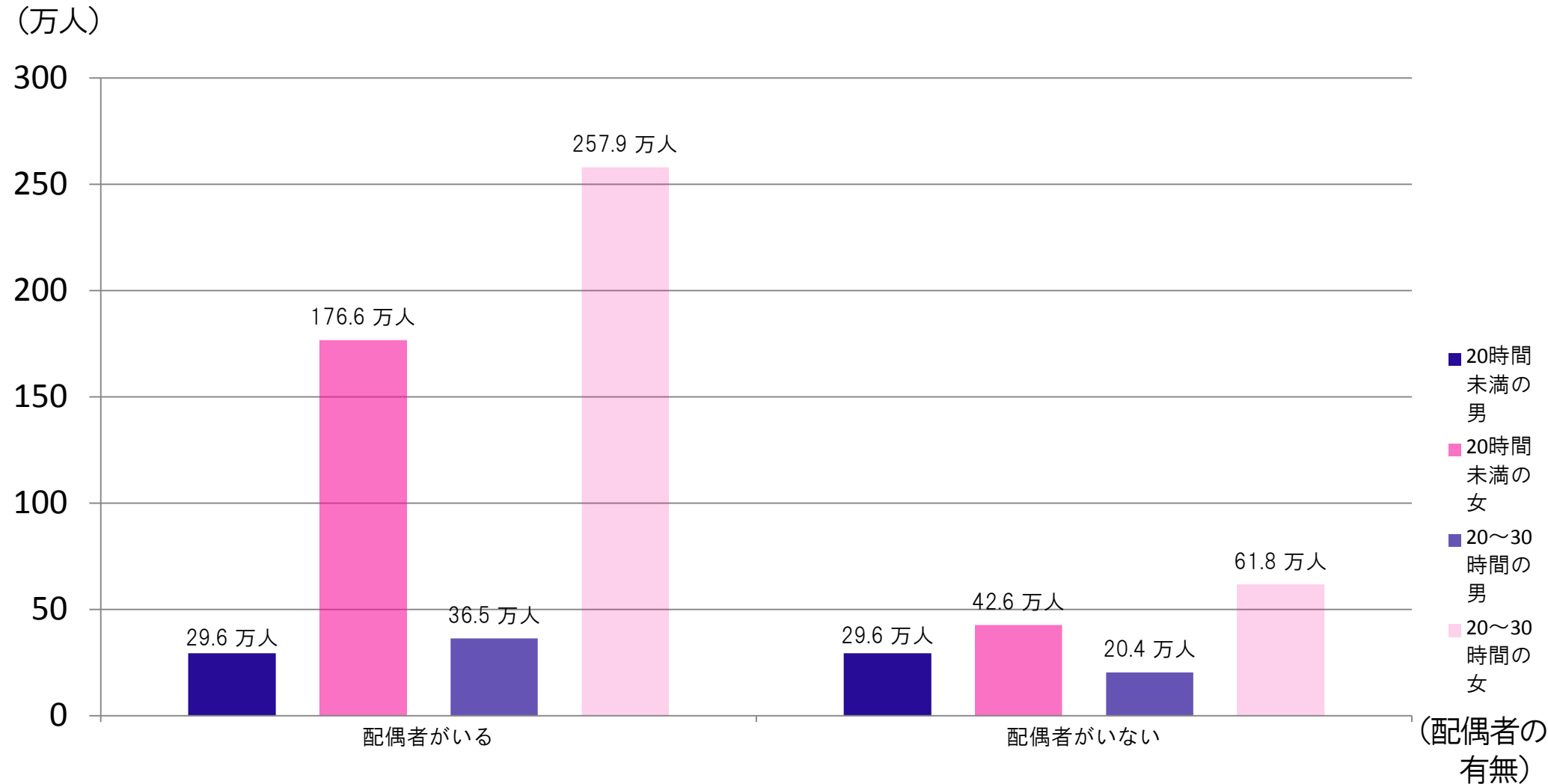
社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第9回



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料4ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者の数（男性59.1万人、女性220.8万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）9ページに示されている「図表7 週所定労働時間別ライフステージ構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の2ページより引用したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料4ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者の数（男性59.1万人、女性220.8万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）7ページに示されている「図表5 週所定労働時間別配偶者の有無別構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したものの。

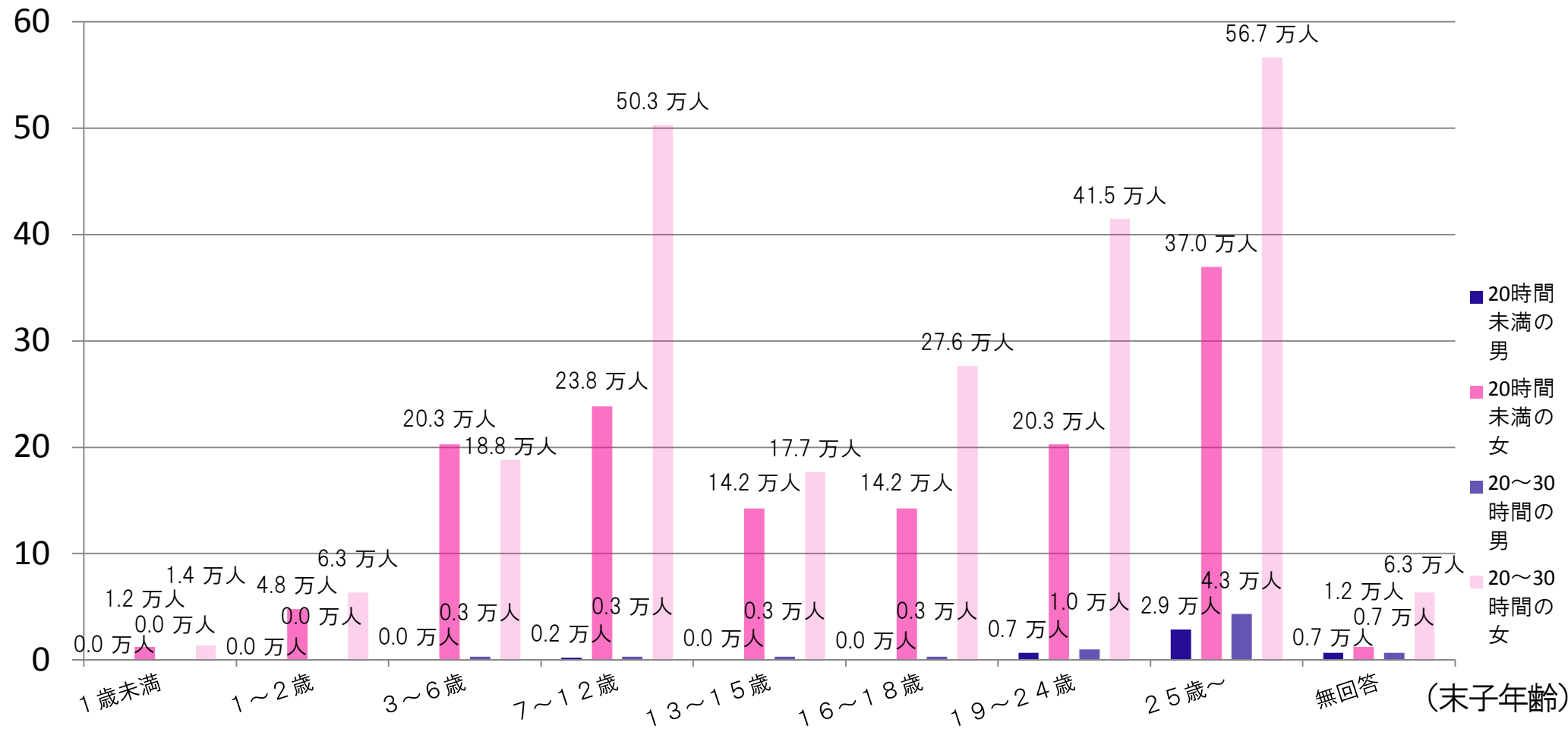
※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の3ページより引用したものの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
 問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕
 問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
 の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者との比較(4)：末子年齢別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第9回

(万人)



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料5ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者のうち、子どもがいる者の数（男性4.4万人、女性136.9万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）8ページに示されている「図表6 週所定労働時間別末子年齢構成（子供のいる人）」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したものの。

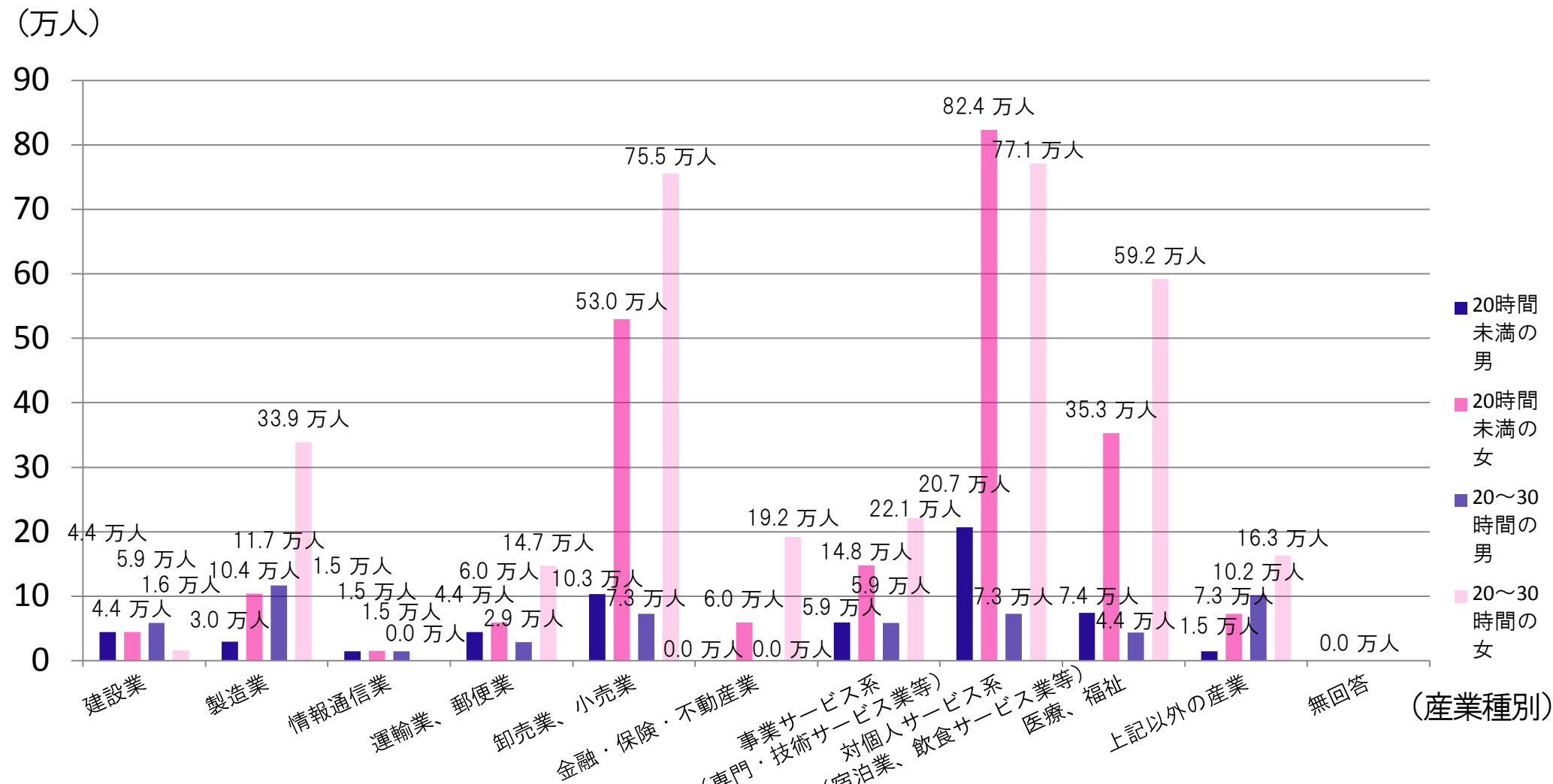
※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の4ページより引用したものの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、
問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕

問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕

の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者との比較(5)：産業別人数分布



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料4ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者の数(男性59.1万人、女性220.8万人)に、第3回特別部会資料1-1(JILPT浅尾氏提出資料)10ページに示されている「図表8 週所定労働時間別産業構成」(「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値)を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の5ページより引用したもの。

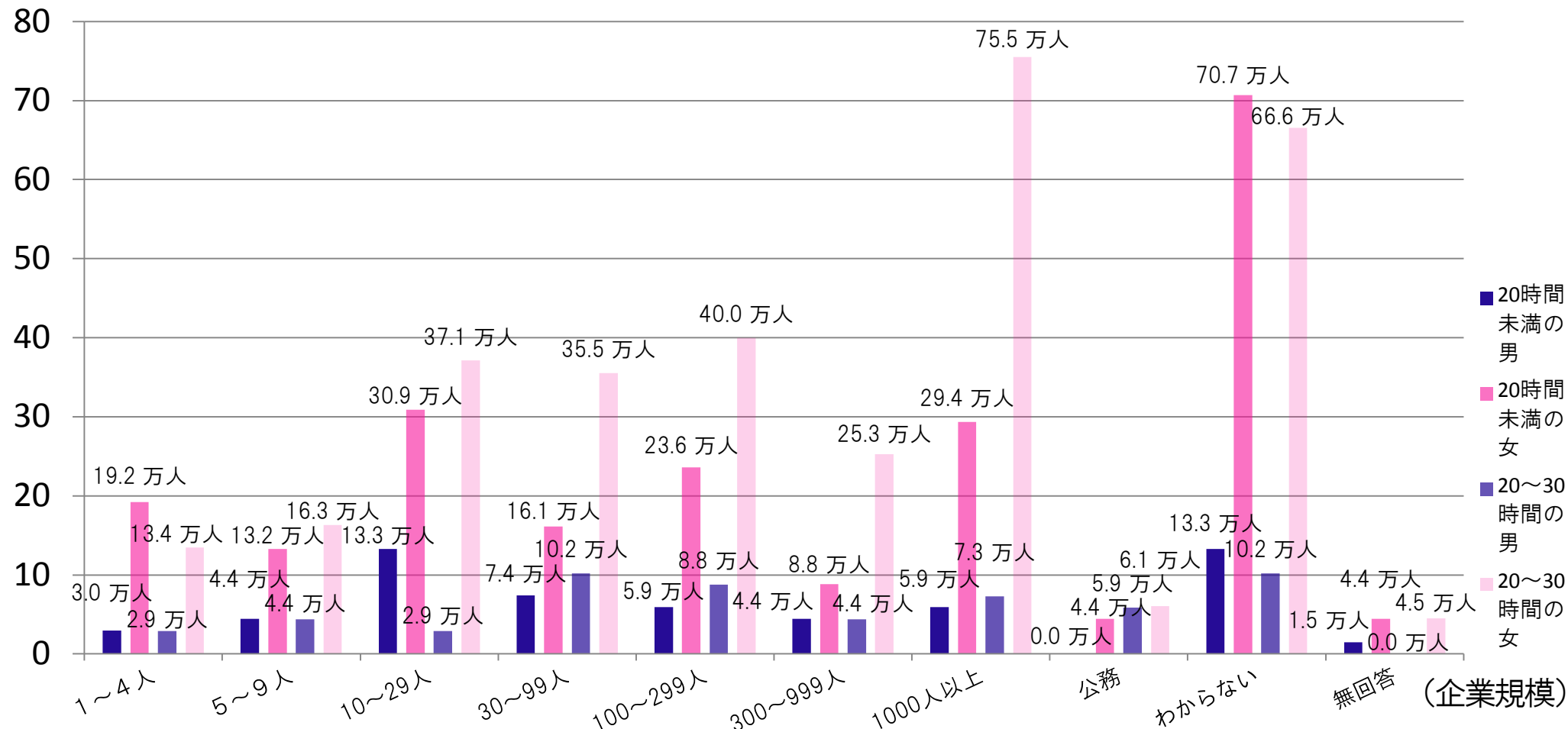
※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。(残業時間を含みます。)[A]

問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。[B]

の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者との比較(6)：企業規模別人数分布

(万人)



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料4ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者の数（男性59.1万人、女性220.8万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）11ページに示されている「図表9 週所定労働時間別企業規模構成」（「日本人の就業実態に関する総合調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の6ページより引用したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、

問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕

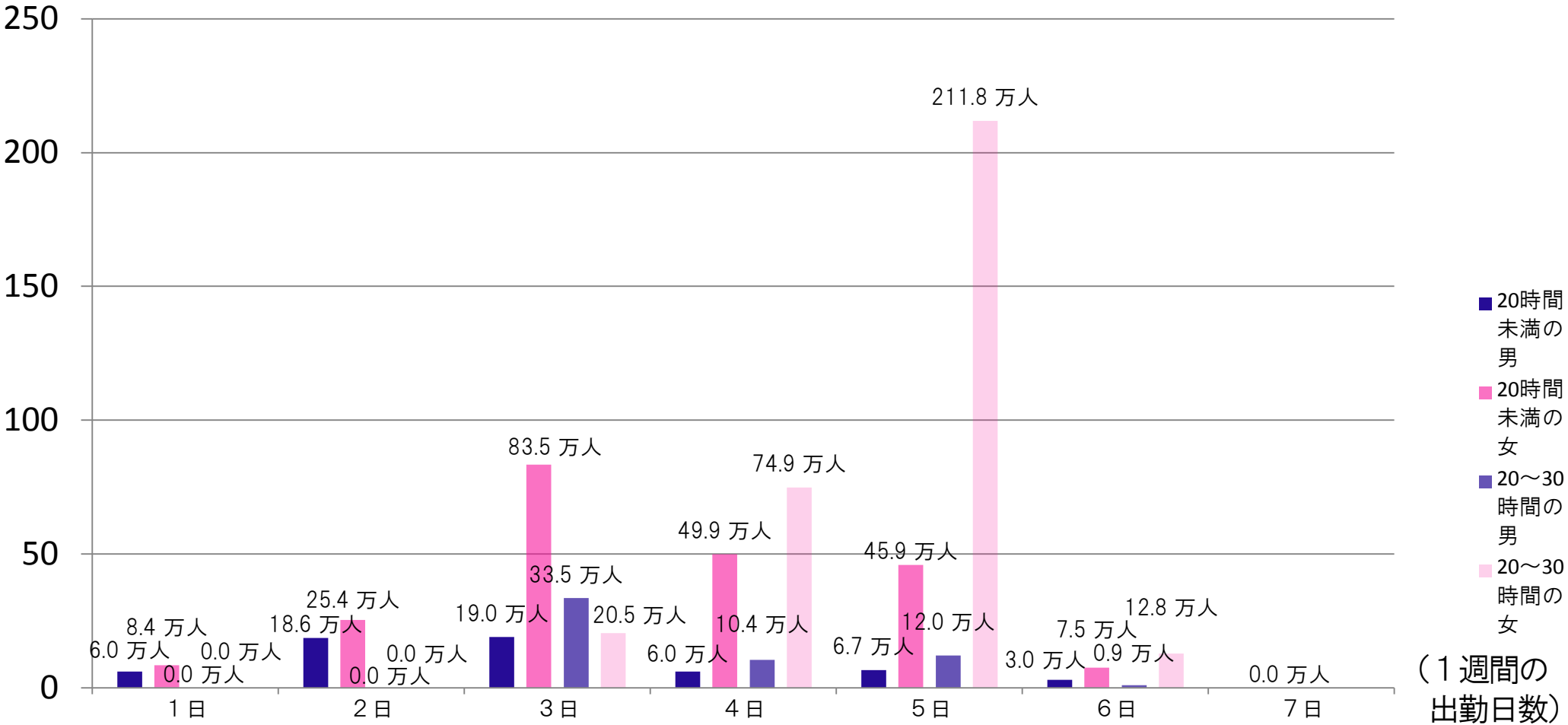
問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕

の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者との比較(7)：1週間の出勤日数別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第9回

(万人)



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料4ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者の数（男性59.1万人、女性220.8万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）14ページに示されている「図表12 週所定労働時間別1週間の出勤日数構成」（「短時間労働者実態調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の8ページより引用したもの。

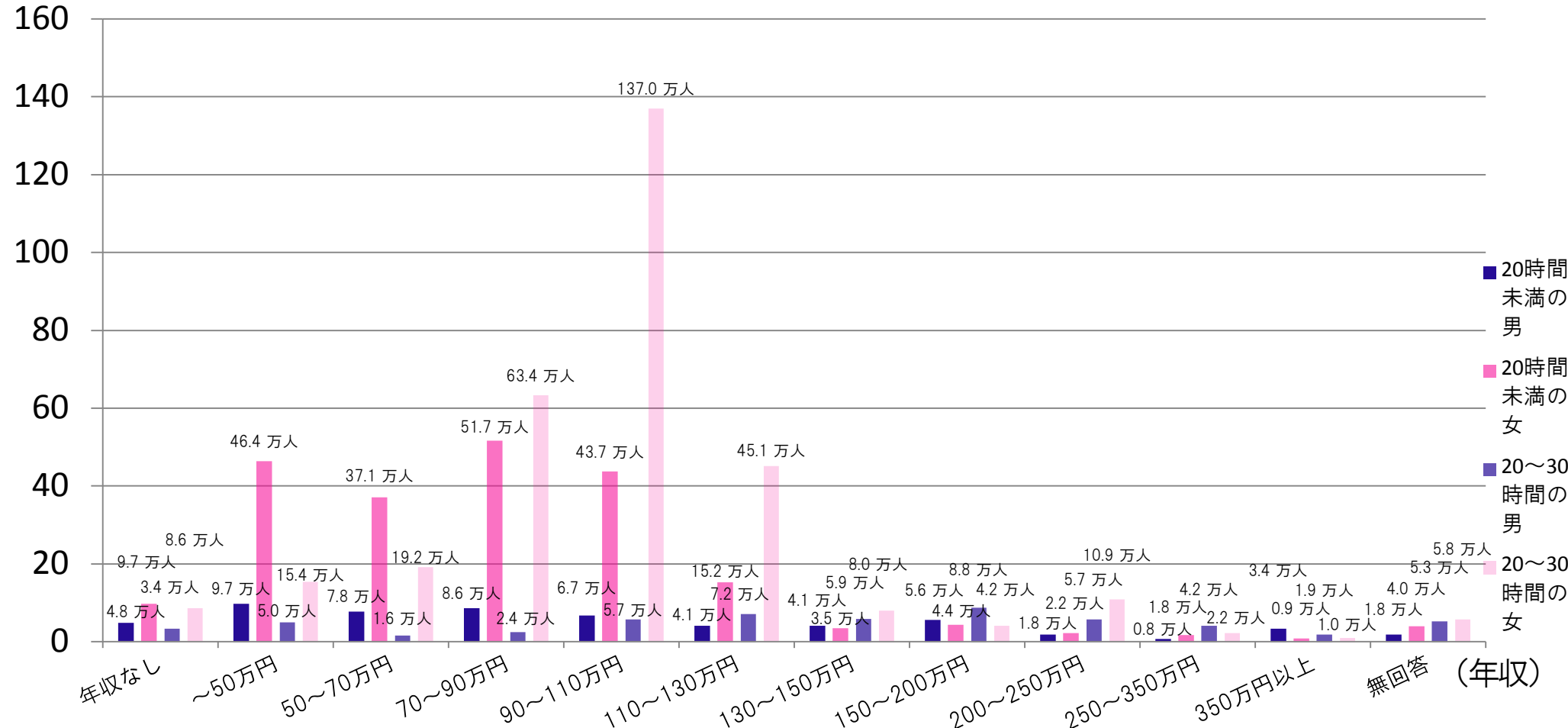
※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕

問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕
の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

週所定労働時間20時間未満の者と20～30時間の者との比較(8)：年収別人数分布

社会保障審議会 短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会 第9回

(万人)



※ 「20時間未満の男」「20時間未満の女」については、本資料4ページの推計により求められた、週所定労働時間が20時間未満である者の数（男性59.1万人、女性220.8万人）に、第3回特別部会資料1-1（JILPT浅尾氏提出資料）20ページに示されている「図表18 週所定労働時間別年収」（「短時間労働者実態調査」に基づいた値）を掛け合わせて、事務局で作成したもの。

※ 「20～30時間の男」「20～30時間の女」については、第8回特別部会資料2の9ページより引用したもの。

※ ここで言う「週所定労働時間」は、「日本人の就業実態に関する総合調査」の質問項目における、

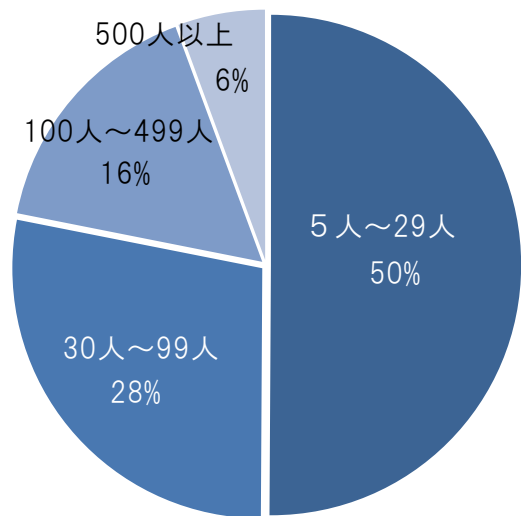
問11 あなたは、ふだん1週間に合計何時間ぐらい仕事をしていますか。（残業時間を含みます。）〔A〕

問12 そのうち、残業時間はどれくらいですか。〔B〕

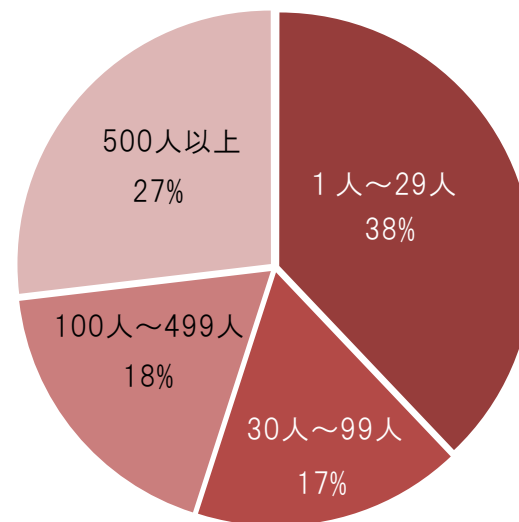
の2問に対する回答を基に、A-Bの計算により算出したもの。

	事業所規模別	企業規模別
1～29人（5～29人）	50%	38%
30～99人	28%	17%
100～499人	16%	18%
500人以上	6%	27%
合計	100%	100%

事業所規模別（平成22年）



企業規模別（平成22年）



- （備考）
1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。平成22年の値。
 2. 事業所規模別は、「毎月勤労統計調査」により作成。「毎月勤労統計調査」における「パート労働者」の定義は、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者もしくは1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者。
 3. 企業規模別は、「労働力調査」により作成。「労働力調査」における「パート労働者」の定義は、週労働時間が35時間未満の者。
 4. 事業所規模別とは、「経済活動の場所ごとの単位」の規模別のことであり、いわゆる店舗（支店）ごとの規模別を表している。
 5. 「毎月勤労統計調査」は事業所規模5人以上を対象としている一方で、「労働力調査」は企業規模1人～4人も対象としている。官公庁は除いた値。
 6. 用いている統計データや用語の定義が異なるため、「事業所規模別」と「企業規模別」では単純に比較できないことに留意が必要。

○厚生年金保険法における法人事業所への適用拡大

- 労働者年金保険法の制度創設時（昭和17年）の適用対象
 - ・常時10人以上の従業員を使用する工業・鉱業などの事業所

- 昭和19年改正時の適用対象
 - 健康保険法の適用対象と同一になり、
 - ・常時5人以上の従業員を使用する工業・鉱業・商業などの事業所のほか、
 - ・常時5人以上の従業員を使用する法人の事務所 など

※このとき、法律の名称が厚生年金保険法となった。



- 昭和60年改正において、
 - 「基礎年金の導入に伴い、5人以上の事業所等の被用者との不均衡が拡大する」（社会保障制度審議会答申）ことから、法人事業所・事務所に限り、人数要件について適用拡大を行うこととなった。具体的には、
 - ① 非適用業種の5人以上の法人事業所については
 - 昭和61年4月1日から（事務所については従前より適用）、
 - ② 5人未満の法人事業所・事務所については、
 - ・3人または4人の事業所・事務所は昭和62年4月1日から、
 - ・1人または2人の事業所・事務所は昭和63年4月1日から、それぞれ適用対象となった。

※ 昭和60年改正までの間、法人事業所に関する適用拡大は行われていない。

（参考）昭和60年改正時の経過措置を定めた条文

- 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号・抄）
（厚生年金保険の適用事業所の経過措置）
第41条 新厚生年金保険法第6条第1項第2号に掲げる事業所又は事務所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの以外のものについては、同項（同条第3項及び同法第7条において適用する場合を含む。）の規定は、平成元年3月31日までの間は、政令で定めるところにより、段階的に適用するものとする。

- 健康保険の被保険者に係る健康保険法の適用及び厚生年金保険の適用事業所に係る厚生年金保険法の適用に関する政令（昭和62年2月27日政令第27号・抄）
（厚生年金保険関係）
第2条 国民年金法等の一部を改正する法律附則第41条に規定する事業所又は事務所のうち、常時3人又は4人の従業員を使用するものについては昭和62年4月1日から、その他のものについては昭和63年4月1日から、厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）第6条第1項（同条第3項及び同法第7条において適用する場合を含む。）の規定を適用する。

雇用保険制度における短時間労働者への適用範囲の変遷

適用労働者の範囲の変遷

昭和50年～

- ・所定労働時間：通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上
- ・年収：52万円以上
- ・雇用期間：反復継続して就労する者であること



平成元年～

- ・週所定労働時間：22時間以上
- ・年収：90万円以上
- ・雇用期間：一年以上（見込み）



平成6年～

- ・週所定労働時間：20時間以上
- ・年収：90万円以上
- ・雇用期間：一年以上（見込み）



平成13年～

- ・週所定労働時間：20時間以上
- ・年収：（年収要件を廃止）
- ・雇用期間：一年以上（見込み）



平成21年～

- ・週所定労働時間：20時間以上
- ・雇用期間：6か月以上（見込み）



平成22年～

- ・週所定労働時間：20時間以上
- ・雇用期間：31日以上（見込み）

（参考）失業保険法時代の適用基準

- ① 所定労働日が、通常の労働者のそれと同様であること。
- ② 一日の所定労働時間が、原則として、おおむね、6時間以上であること。
- ③ 常用労働者として雇用される見込みの者であること。
- ④ 賃金の月額が一定額以上であること。
- ⑤ 労働時間及び賃金を除くその他の労働条件が、当該事業所の通常の労働者のそれと、おおむね、同様であること。
- ⑥ 他の社会保険において被保険者として取り扱われていること。

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要【当初予算関連。平成22年3月31日公布】

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化、雇用保険の財政基盤の強化等を図る。

1. 雇用保険の適用範囲の拡大

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）を「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）に緩和

(2) 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

- 事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、2年(改正前)を超えて遡及適用
- この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付を勧奨

2. 雇用保険二事業の財政基盤の強化

(1) 雇用保険二事業（事業主からの保険料負担のみ）の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置

(2) 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止

<改正前> 21年度の保険料率 3.0/1000(弾力) → 現行規定によれば22年度も3.0/1000(弾力)

<改正後> 22年度の保険料率 3.5/1000(弾力条項の発動を停止し、原則どおりとする)

((1)は平成22・23年度についての暫定措置、(2)は平成22年度についての暫定措置)

〔 失業等給付に係る22年度の保険料率(労使折半) [告示]

・原則16/1000のところ12/1000とする(参考:21年度の保険料率は、前回法改正により1年限りの特例措置として8/1000) 〕

非正規労働者に対する適用範囲の拡大

改正の背景

- 平成21年雇用保険法改正に併せ、短時間労働者の適用基準を「1年以上雇用見込み」から「6か月以上雇用見込み」に緩和（業務取扱要領を改正）
- 現在、「6か月以上雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和が必要

改正の内容

- 短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

<改正前>

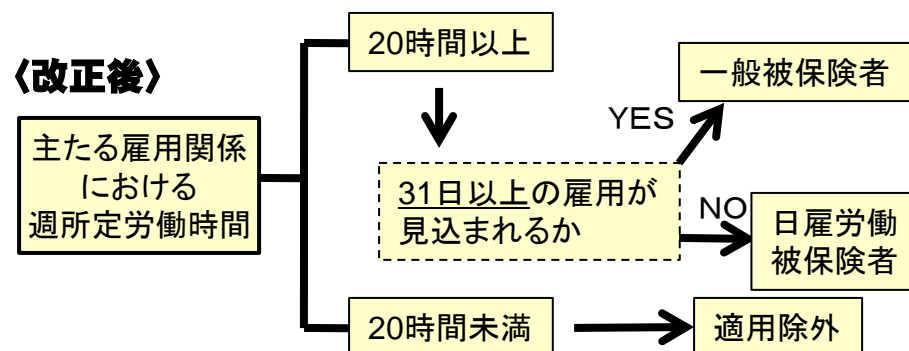
「週所定労働時間20時間以上」
 「6か月以上雇用見込み」（業務取扱要領に規定）

<改正後>

「週所定労働時間20時間以上」
 「31日以上雇用見込み」（雇用保険法に規定）

- このほか、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても、法律に規定。

<改正後>



雇用保険の適正な届出をお願いします

○ 平成22年4月1日から、雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○6ヶ月以上の雇用見込みがあること
○1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【新】 ○31日以上¹の雇用見込みがあること

○1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 事業主の方は、適用要件に該当する労働者の方を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して、雇い入れた日の属する月の翌月10日までに、雇用保険被保険者資格取得届を提出してください。

○ 平成22年4月1日から、被保険者資格取得届の提出に当たっては、原則として、添付書類は不要となりました。

◎ 平成 22 年4月1日以降に雇用保険に適用されることとなった方の被保険者資格取得届については、以下のいずれかに該当する場合を除き、添付書類の提出は不要となりました。

- 事業主として初めての被保険者資格取得届を行う場合
 - 被保険者資格取得届について届出期限（被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日）を過ぎて提出される場合
 - 過去3年間に事業主の届出に起因する不正受給があった場合 など
 - 労働保険料の納付の状況が著しく不適切である場合 など
- ※ なお、公共職業安定所において、届出内容を確認する必要がある場合には、後日、添付書類の提出をお願いする場合があります。

○ 社会保険労務士、労働保険事務組合を通じて提出される場合には、原則として、添付書類は不要です。

○ 事業主と同居している親族、株式会社等の取締役等についての届出である場合には、添付書類とは別に、雇用関係を確認する書類の提出をお願いすることになります。

○ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から、事業主の方を通じて、雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

